

申告書確認表【留意事項】

項目	No.	確認内容	留意事項
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	85	課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、「特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書」を添付し、当該内訳書の③欄に特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載していますか。	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
	86	上記の場合、付表2⑪欄は、⑩欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか（又は、付表2-(2)⑪C欄は、⑩C欄の金額に6.3/100を乗じた金額を記載していますか。）。	特定課税仕入れに係る支払対価の額には消費税額等に相当する金額は含まれていませんので、6.3/100を乗じることとなります。
税額の計算	87	申告書⑩欄及び⑪欄の金額について、それぞれの金額の配賦誤りや、中間申告11回自分の記載漏れはありませんか。	配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回自分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
	88	申告書⑯欄又は⑰欄の金額は、それぞれ⑮欄又は⑯欄の金額と一致していますか（付表1を添付する場合、申告書⑯欄又は⑰欄の金額は付表1⑯D欄の金額と、申告書⑯欄又は⑰欄の金額は付表1⑯D欄の金額と一致していますか。）。	申告書⑯欄、⑰欄及び⑯欄については、100円未満を切り捨てる必要はありません。
個別帰属額の届出書等との関係	89	個別帰属額の届出書の別表四の二付表の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	課税売上割合の計算上、免税取引及び非課税取引についても調整を行う必要があります。
	90	申告書⑯欄の金額は、貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	個別帰属額の届出書の別表四の二付表の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書⑯欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と個別帰属額の届出書の別表五の二(一)付表一の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。
	91	課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、個別帰属額の届出書に別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか。	個別帰属額の届出書の別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

法法	法人税法
法令	法人税法施行令
措法	租税特別措置法
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

2 平成30年6月29日現在の法令・通達によっています。